

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書  
(第6号様式別表5の7) 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄等	記載のしかた
1 「当該事業年度の月数 ②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
2 「調整後付加価値額 ③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額（イ）」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑳から㉑までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
5 「税額（ロ）」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
6 「控除額」（⑭から⑳までの欄）	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。

<愛知県における旧税率>

区分		旧税率 % (平成28年3月31日現在)
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.714
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.465
	所得のうち年800万円を超える金額	3.316
	3都道府県以上に事務所等を設けて事業を行う法人	3.316
付加価値割		0.7344
資本割		0.306